

第十六回
会

参議院経済安定・通商産業連合委員会会議録第二号

昭和二十八年七月二十三日(木曜日)午
後一時四十五分開会

出席者は左の通り。

経済安定委員

理事
委員
早川 慎一君
高橋 衛君
八木 幸吉君

委員

通商産業委員
委員
奥 むめお君
鮎川 義介君
中川 以良君

委員

公正取引委員
委員
石原幹市郎君
黒川 武雄君
西川弥平治君
松平 勇雄君
岸 良一君
豊田 雅孝君
海野 三朗君
藤田 進君
白川 一雄君

政府委員

公正取引委員
公正取引委員会
事務局局長
岩武 照彦君
通商産業省
企業局長
中野 哲夫君
事務局側
常任委員
会専門員
桑野 仁君

常任委員 内田源兵衛君
会専門員 小田橋貞寿君
常任委員 小田橋貞寿君
会専門員

本日の会議に付した事件
○私的独占の禁止及び公正取引の確保
に関する法律の一部を改正する法律
案(内閣送付)

○委員長代理(高橋衛君) これより経
済安定・通商産業連合委員会の連合委員会
を開会いたします。

前回に引き続き私的独占の禁止及び公
正取引の確保に関する法律の一部を改
正する法律案につきまして質疑を継続
いたします。本日は只今のところ政府
側の出席といたしましては、公正取引
委員会から委員の湯池謙爾郎君、経済
部長の坂根哲夫君の御二人だけが御出
席でありますから、御質疑のあるかた
は順次御発言を願います。

○白川一雄君 第十一条の件について
お尋ね申上げたいのでありますが、最
近金融資本によつて日本の経済が大き
く動かされておる実情でありますか
ら、或る程度金融機関の圧力とかいう
ことも避けたい実情とは思いますが、
程度以上に行くことにつきま
してはこれを抑制いたしませんと、独
禁法を設けました趣旨と反する結果が
出て来ないかというのを恐れるので
あります。最近事業界におきましても
系列ということが叫ばれまして、金融
業者と事業団体が一つの団体になりま
して、事業界の大きなユニットを形成

しようとしておることは御承知の通り
であります。この十一條によりまして
五%まで株を持つことができないとい
うことになっておつたのがどういふわけ
で一〇%になったかというところにつ
きまして明確な理由がわかりません。
大体銀行が事業界の株を援助する意味
で持つ場合はあらうと思ひますけれど
も、そうでない限りは金融業者が株を
多く所有するといふ必要はないのじや
ないか。その中には特例で代物弁済
その他でそれ以上にも持つことも許さ
れております。できるだけ早く処分す
るという事柄のみによつて規制されて
おるようにも見受けられます。又銀行がた
くさん持つた株の処分方法ということ
につきましても、何らの規定を設けら
れていないといふことになりまして、
強く解すれば金融機関と事業界とが、
まあ甚だ下品な言葉でございますけれ
ども、ぐるになつて無力ではあるが事
業そのものは非常に重要な事業だとい
うものを金融力の圧力でこの支配力
を他に持つて行くといふ事柄がだんだ
ん今後起つて来るのではないだろうか
という心配をこの条文を見まして感ぜ
られるのであります。私も戦前に身
近に体験したことございまして、非
常に大きな、不自然に大きな力のもの
が出ますと、私は北満のハルビンで経
験したことがあります。日本の有数
な商社が名古屋近くの枇杷島から野菜
まで持つて行つて商売をし、最後には
雨傘から吸物に入れる「じゅんさい」
まで取扱つたといふことのために、日

露戦争直後から粒々辛苦地盤を作つた
小さい商人が枕を並べて破産をした実
情等があります。不自然に金融の力
が強いためにだんだん／＼そういう形にな
つて行きますと、非常に恐るべき現象
が又起つて来るのではないかと、こうい
うことを考えさせられました。この十
一條といふものを眺めますと、甚だそ
れに対する危険があり、特に中小工業
なり、或いは大工業でありますも、
金融部門との関連性のない仕事だん
だん金融の力によつて大企業の中に吸
収されて行くといふ、理窟を外れた必
然的流れになる虞れが多分にあるのじ
やないかといふ点が考えさせられるの
でございまして、公取のほうではこの
点に對してどういふふうなこれに
對する規制の線を持つておられるか、
承わりたいと思ひます。

○政府委員(湯池謙爾郎君) 只今第十
一條に金融業を営む会社の持株率の問
題に關連して御質問があつたわけであ
ります。御承知の通り現行法にお
きましては、金融業の国内の他の事業
会社に対する持株率は五%ということ
になつております。これを今回一〇%
に引上げて提案いたしておるのであり
ます。この点はお説の通り金融機関が
その融資その他の点から通じて事業会
社に及ぼす力が強いといふ点を顧慮し
て、現行法におきましても金融業につ
いては持株率は五%に抑えておるので
あります。併し今回の改正におきまし
て、一般の事業会社につきましては、
従来競争関係にあるものについては一

株も持てなかつたものを、一定の取引
分野の競争を實質的に制限しない限り
持てるというふうな緩和いたしました
点ともからみ合せまして、又同時に現
行法の金融機関の持株率の五%という
問題につきましては前から問題があり
まして、御承知の通りすでに保険業法
におきましては、保険会社は一〇%ま
で持つておることになつておるので
あります。そうしてなぜほかの金融機
関について制限法において五%にとど
めておつたかと申上げますと、前の昭
和二十四年の本法改正の際に、普通の
銀行につきましては、銀行法を改正す
るという考えが政府内部にありまし
て、その際銀行法が改正されるのであ
れば、その銀行法自体において一〇%
までならぬという方がないといふ考
え方を公取としてもとつておつたので
ございまして、それがいろいろ都合で
銀行法自体の改正が行われず今日ま
で参つておるのであります。従つて
保険業法においては一〇%、普通金融
機関については五%というその権衡の
問題等もございまして、今回一般に會
社の株式取得についての制限を緩和す
る際におきまして、従来保険業法が認
めておりました一〇%並みには金融機
関についてもこれを認めるといふこと
にいたしましたのであります。それから
只今お話のありました金融機関がその
金の力を利用して大企業等に力を貸し
て、それが独占的になるようなこと
になる虞れがあるのではないかと、或
いは金融機関の力によつて会社をそう

いふことになりまして、御承知の通りすでに保険業法
におきましては、保険会社は一〇%ま
で持つておることになつておるので
あります。そうしてなぜほかの金融機
関について制限法において五%にとど
めておつたかと申上げますと、前の昭
和二十四年の本法改正の際に、普通の
銀行につきましては、銀行法を改正す
るという考えが政府内部にありまし
て、その際銀行法が改正されるのであ
れば、その銀行法自体において一〇%
までならぬという方がないといふ考
え方を公取としてもとつておつたので
ございまして、それがいろいろ都合で
銀行法自体の改正が行われず今日ま
で参つておるのであります。従つて
保険業法においては一〇%、普通金融
機関については五%というその権衡の
問題等もございまして、今回一般に會
社の株式取得についての制限を緩和す
る際におきまして、従来保険業法が認
めておりました一〇%並みには金融機
関についてもこれを認めるといふこと
にいたしましたのであります。それから
只今お話のありました金融機関がその
金の力を利用して大企業等に力を貸し
て、それが独占的になるようなこと
になる虞れがあるのではないかと、或
いは金融機関の力によつて会社をそう

うふうに導く虞れがあるのではない、それに対して何か考えている点はあるのかというお話につきましては、若し金融機関が不当に自分の経済的に優越している地位を利用いたしまして、その相手方に不当な損害を加える、或いは不当な取引条件を強制するといふようなことがありますれば、その具体的事態によらなければいけないと思ひますが、場合によつては只今提案しております不正な取引方法の例といたしまして、その第五号に「自己の取引上の地位を不当に利用して相手方と取引すること」という一項がありまして、それがその権力を濫用しておるといふようなことになりますると、場合によつては不正な取引方法として違反になるということもあり得るといふふうに考へておるわけでありま。

○白川一雄君 金融機関がなか／＼不正に見えようなへまなことをやるようなことはやらないと思ひます。實際問題としては、例えば或る会社に株券を担保で金を貸しておるといふときに、債務者が更にその借入期間の延長を願うといふときに、その産業の性質から言ひまして、延ばしても差支えないものを延ばさないといふてこれを取立てて、代物并済で担保の株を取るといふことがありまして、これは不正な取引とは言えないと思ひます。この不正な取引とは言えない問題といたしましては、最近系列といふことが強く叫ばれ、又その線に動きつつあるところから見ますと、非常に有望な仕事であるが、その御主人公が三十年、四十年粒々辛苦作つて来た事業であるけれども、その事業その

ものが欲しいために、そういう金融の力を利用して、不正ではないが、だんだんその独禁法というものが案じて作られた内容と違つた傾向に行くと、う点等についての御考慮の面があるかどうかという、私は実質的な面に対する觀察なりお考えなりを承わりたいと思ひます。

○政府委員(湯池謙爾郎君) 金融機関がその融資先の株を担保にしておりまして、それを場合によつては期間を延長してもよろしいにもかかわらず、その期限通り取立てるといふことによつて、その担保物件である株式を取得する、そうしてそれが同時にその会社をして或る会社に支配させるといふようなことに対する何か措置があるかどうかという点につきましては、実は現行法の改正におきましては、この十一條關係の担保権云々の問題につきましては、実は現行法通りでございます。特にそれをどういふふうに分分させるとか処分先を指定するとかといふことまでは公取としてはいたすのはどうかといふことで、これは從來とも同じでございますが、その処分先等については特別に指示するといふことは考へておらないわけでございます。

○白川一雄君 それに関連して私ども考へさせられるのは、今度の独禁法が御説明にもありましたように形式的制限を緩和して実質的制限に重きを置く、これは文章としては甚だ立派でございまして、こういうものは形式的制限といふものであつて初めて実質的制限が存在し得るので、形式的制限といふものがなくて実質的制限といふものは、今御説明がありましたようにただ文章の上だけであることにな

りまして、実情といふものに当てはまらない空文に陥つてしまふのじやないかといふことを我々現業にタッチしておる者として痛切に感ぜられま。まして今度通産大臣の手許にこれが行つたといふことになりましたと、甚だ抽象的であるだけに政治的に動かされる虞れが非常にあるんじゃないか。つまり抽象的にいふ法律が出来るにしても、實際上何らの効果もないものになつてしまふのではないかと、それが心配されます。かといふて、それじや通産大臣の手許に置かれて現在のまま公取の支配下に置くといふことにつきましては、我々一つの疑点を持つておるのでござい。公取に対する批判のようではござい。公取に對する批判、およそ仕事といふものは理屈や道理ばかりで動くものじやありませんで、毎日毎日違つた要素が起つて来て、いわゆる呼吸しているやうな恰好で回転しておるものでござい。それで、裁判所のものを扱うやうな考えでこの産業界のものを扱つて頂いたらこれは命取りになるだけで、やられることは立派で、そのタイミングを外しても構はずと何にもならんことになりま。若し通産大臣主管といふやうな政治的に扱われることが幸いに避け得たといひましたならば、公取の中に公正なる事業界その他のかたの参加を求め、處々実々の毎日の實際の動きに即応した公取としての使命の点を、つきりしてやらなければ、幾ら独禁法を、こゝういふ法文を置いても効果のない空文で、うまくこの法規の裏をもぐり者のみの勝ちとなつてしまつて、それを咎めるときにはもう処分は済んでしまつておるといふやうな事柄になる

んじやないかといふことをこれをつぶさに研究さして頂きます。我々實際毎日實務をやつております者からはその点がなんだか雲の上の法律のよう。我々の実生活にだけこれだけ産業界の中小工業以下の存立を助けてやろうといふやうな役に立つものだらうかといふことについて非常に疑問を感じておるのござい。公取現在のお考えをいたしましては、公取現在の御意見もいろいろありましたが、公正取引委員會の存在をしておる限りは、何らか存在の意義あらしめるために、は、そこに權威を持ち同時にその權威が實際生活に密着して行くやうな内容の充実といふことを図つて頂くやうな線が現在はないものかどうか、先ずさういふことはもう要らぬといふ現状になつてゐるのか、その辺をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(湯池謙爾郎君) 只今白川委員からお話があつたことは誠に御尤もでありまして、実は我々もいたしまして、公正取引委員會の委員自体に、ま少し経済界に實際携わつて来られたかた、或いは場合によつては學者、或いは言論界等の委員のかた、にもう少し参加して頂けるやうなことにして頂ければ、非常に實際の運用につきまして各方面の意見を総合してやることについて意義があるものと考へておるのござい。併し御承知の通り委員會の委員の定数は、むしろ前に七名であつたのが五名になつたやうな現状もあります。又實際問題といたしまして民間から来られるかたについてはいろいろ委員としての身分上の制約があります關係上、必ずしも喜んで来られないといふやうな今まで

の実情等もありまして、その点委員會の構成につきましては必ずしも人員が公正になつていない点については遺憾に存じております。それは同時に又一面委員會の事務局の機構も予算の許す限りできるだけ整備して頂きまして、各方面のかた、もそれに参加して頂くといふことになれば、委員會それ自体の不足の面も幾分救われるのではないかと、こゝういふふうに考へておる次第でござい。それから今言つたやうに委員會のやる仕事はどうしても時期遅れになつて実情に副わんじやないかといふ御意見又お叱り、誠に御尤もで恐縮しておる次第でござい。すが、御承知の通り委員會が正式の処分をいたしますと、審決なりさういふ処分をいたしますと、東京高等裁判所に対する出訴といふ途を設けられております關係上、而も東京高等裁判所におきましては、公正取引委員會の認定した事實は裁判所を拘束するといふやうな形になつております關係上、どうしてもその処分については慎重にやらざるを得ないといふ憾みがあるもので、仰せの通りやうなことが、ちよいとあるわけでございます。併し委員會といたしましては、さういふやうな場合には正式な手続によるまでもなく事實上或いは勧告といふやうなことでできるだけさういふ緊急を要するやうな場合には御注意を申上げるといふやうなやり方でその要請に應じて行きたいと思つております。又事實さういふ事例のほうは實際の審決等よりは多いのでありまして、その点御了承をお願いしたいと思つております。

○白川一雄君 最後にお願い申上げた点でございますが、この法文を私ど

もよく勉強して頂きまして非常に矛盾をした二つのものを感ずるのであります。この民主化を図るという理由がありましたが、成るほどそういう理由はあつたかと思ひますし、それは堅持して頂かなければいけないと思ひますが、この法律というものは占領軍が日本の国力を弱めてやろうという意識的な作爲がかなりあつた法律のようにも解される節がありますので、日本が貿易不振という今日の状況におきましては、勸告を大いにやつて、その方面の日本の海外に対する力の結集という点においては、非常に必要を感じるのでありますが、だけれども反対にこの空気に便乗して国内の産業において余り不自然なる偏在を来たして、戦前に我々が不自然に體驗せられたような悔いを残さぬように……。

独禁法を真中にして我々矛盾した二つを非常に感じますので、何だか今度のこの案を見ますと、公取のこれに対する積極性と申しますか、そういうような或る程度退歩したような、一歩退いたような感じを受けるのでございます。大いに輸出、海外と取組む上においての結果という上においては力を入れてもらわなければいけません、それに便乗した国内の産業形態にならんように審決その他で裁判所のうちに判決するだけではないに、公取という使命の中には勸告以上の指導的に行き方というものを考えてやつて預かないと、この法文の悔いを非常に將來残すところがあるのではないかと、この点がまあ私達生半可でございまして、けれども、これを勉強しておる間に感じました矛盾の二つの考え方になるわけでございます。この点は十分一つ公

取としては御注意を願ひたい、こういうふうにご感ずる次第でございます。

○中川以良君 私先ずお尋ねを申上げたのは、第六章に適用除外があるのではありませんが、即ち自然独占に固有な行為、それから事業法令に基く正当な行為、それに無体財産権の行使行為、これらはいずれもここにはつきりと独占禁止法の除外を認められておるのであります。併しこのほかにも法令に基くものとは言えないかも知れませんが、輸入の制限をしておる物資とか、或いは輸入に當つて為替の割当をいたしておるところの取引等は、一応そういう制度によつて海外の競争から遮断をいたしまして、国内の業者がその割当を受けたものが不当に独占的行為ができるような場合があると思ひます。こういうふうなものと對しましては、どういふふうにお考えでございますか。

法等に基づく割当をされる形になつております。その場合に紡績業者がお互いに話合つて生産制限をするというふうな、言い換えれば自主的に生産制限をするという協定をいたしますと、これは現行法第四条なり或いは第三条に觸れて独占禁止法違反にならうと思ひます。ただその場合に割当権を持つております官庁なりが、生産制限をするということを前提にして、そうしてそれに従つて限りを割当をやる、そうであれば割当をしないというふうな一種の、而もそれが法律の規定に基いて権限のあるものがそういう強制をするという場合に、そういう勸告に基いて業者が生産制限をせざるを得ないというふうなことになるかと、ここに第四条なり第三条に言う取引制限というところは、成立したくないかという解釈を持つておるのであります。ただこの場合に又実際の例をいたしまして、綿紡の場合には通産省のほうから各紡績業者ごとに個々にお前のところはどれだけ、お前のところはどれだけ、そしてそれ以上生産した場合には原綿を割当でない、こういうふうなことになるかと、お互いに話合つてそういうふうな形になつておること、生産制限をした形になつておること、いま一つは自由意思でそういうことができないような形になつておること、あるいは三条の違反を構成しないという点から考えまして、この四

条なり或いは三条の違反を構成しないという点から得ようかと思ひます。ただその場合にこれも又実際の例でございまして、その際給金ど時期を同じくいたしまして、化纖業界、言い換えればスワを作つております会社に對しまして、会社個々ではなく全体

として例えば月千七百ポンドにすべきだという勸告を受けた例があります。その際に化纖業者全体として千七百ポンドになるようなお互いの協定を申しますか、お互いの話合によつて千七百ポンドになるようにお互いに制限しようというふうな話合いがありますれば、これはたとえ官庁の勸告ではあります、又實際問題としてしましては、今後各化纖会社が事業を經營して行く上において監督官庁の意向に逆らうということ、今後の運営に非常な支障があるかと思ひますが、そういうような場合はこれをやはり第四条なり、第三条の違反というところで、現在公正取引委員会の審判にかけて審判継続中でありまして、そういうふうなそういう制限のある者が、而もそれを受ける者の自由意思を殆んど束縛してやるといふような場合には違反は構成しないかと思ひますが、そうでない限りそういうふうな物資を取扱う者に対しては、獨禁法は適用がある、こういうふうにお考えである次第であります。

○中川以良君 今のは非常に判断が私にはむずかしいと思ひますが、殊に輸入の物資あたり、外貨の割当物資ですが、これあたりが例えば通産省で從來実績で割当をしておるのでございまして、一定の限られた量しか入らん、そういうものは成る程度価格を吊上げるかと考えられる、それから又一方においては輸入の権利を或る少数のものにとつてしまつて、そうして非常にそれを高く売るといふような場合も考えられる、そういうふうな何か今までの公正取引委員会としてお取上げになつ

たものがございまいしょうか。

○政府委員(湯地謙郎君) 外貨の割当等を受けております物資について公正取引委員会といたしましてその本法違反を處理したことがあるかという御意見でございまして。○中川以良君 そうです。○政府委員(湯地謙郎君) この点につきましては只今のところそういうことはありません。○中川以良君 そうすると今私が申上げたような実例があるかと思ひます。当然公取じやお取上げになるといふことで了してよろしいかと思ひます。○政府委員(湯地謙郎君) 先ほど申しました通りそういう統制をする権限のある業者の自発的な意思を束縛してこれを拘束するといふような場合には、現行法では取上げすることは困難だと思ひますが、それ以外には取上げ得ると思ひます。

○中川以良君 今に關連して私は一つの引例を以てお伺ひたいのであります。外貨の割当をして輸入する物資がございまして、ところが最近海外取引でいろ／＼パーター制度が実施されていふやうであります。そこでそのパーターによつてこちらから或る程度物を輸出し、その代價に向うから物を今度は無償で輸入をする、その場合に輸入をする物資が国内において從來外貨の割当をして輸入している物資であつた場合は、一方においては外貨をもらわぬでパーターで物を引いて来る、而もそれを相当多量に引いて来る、その場合には第一もう外貨の割当をするといふことが意味をなさなくなります。それからもう一つはパーターで引い

て来た特定な商社は、その商社が相当の数を独占し、而もその商社に紐付のメーカーにこれを持つて行くという真実がある、そうすると商社、メーカー共に外貨で割当をしてる輸入物資であるにかかわらず、メーカー制を利用してそうして独占をするということが起つて来ると思ひます。そういう場合にはどういふふうを考えておりますか。

○政府委員(湯地謙郎君) そういう場合にそれが三条にいまする取引制限なり、或いは私的独占に當るような場合にはやはり本法の適用を受けて場合によつては違反になるかと思ひます。

○中川以良君 その当るような場合と云ふのはどういふ点の場合とおつしやるのですか。今言つたような一応制度があつて輸入の割当を受けておるもの、これは法的に輸入を許可された、一方もメーカー制が許されておる、これも法的に輸入をしておる、ところが産業全体として考えるときには一つの商社と一つのメーカーとが繋がつてメーカー制を利用して物を持つて来る、一方においては公正に割当をしておる、その割当が無意味になつてしまふ、私は、今場合と漠然とおつしやつたのですが、その点はどうか、そういう疑問がいろいろ私に起きて来るのです。

○政府委員(湯地謙郎君) 輸出入の關係は実は今回の輸出入取引法の改正で相当その關係に穴をあけておるわけでありまして、そうでない現行法の立場で考えてみますと、メーカー等の關係で輸入したものを、それを輸出をした、例えばメーカー等に限つてそのも

のを渡す、ほかには売らないというような場合には、普通であるならば今の或る商社が特定のメーカーのみにしか品物を売らない、ほかには売らないという事になりますと、公正競争方法に違反する虞れがあるわけでありまして、今の前提にメーカー等によつて許した、而もその輸出關係がメーカー等の輸出にかかるといふようなことになりまして、やはり不当という問題が、公正競争方法の中にも不当に差別待遇してはならない、不当に何々してはいかんという關係になつておるもので、そういうようなものが果して不当になるかどうかという判断になるわけでありまして、今のような場合には不当といふことはなか／＼言にくいといふやないかと私は考えます。

○中川以良君 言にくいといふことですか。そうすると更にお伺ひしたいのであります、今言つたような輸入の外貨の割当制のある物資でメーカー制を許した場合に、外貨の割当は無意味だと思ひますが、そこに私は制度上の欠陥もあると思ひます。これは通商局長がおられればよくおわかりと思いますが、企業局長ではどうかと思ひますが、そういうことがこれから出て来ると思ひますが、通産省はどうお考えでございませうか。

○政府委員(中野哲夫君) 只今公取委員から御答弁にも相成りましたが、補足的に私どもの考えを申し上げますと、只今御指摘のように為替管理といふ見地から無制限ではございませぬが、ケース・バイ・ケースでメーカー取引を認める場合があるわけにござい

ます。成るべく正常貿易を阻害しない範圍というふうな考え方でメーカー取引を認めておるといふふうに考えておりますが、只今御指摘のようなメーカーによつて原料が輸入されるものが量がだん／＼多くなれば為替割当といふことは如何にもお話のように薄くはなると思ひます。さてそういう場合に一種の独占が起るのではないかと云うようなお話でございしますが、これも物により、又量によつての問題でございまして、そのことが直ちに今回の改正案によりまする独占禁止法に違反するといふことには私ども相成らんのではないか。ちよつと私どもこの法律の立案に關係いたしました者といひましては、そのことがこの法律に觸れるといふことは到底考えられないやうに思われるのでございします。ただ何かそのほかの原因によりまして不当に圧迫を加へたと、誰が見てもひどい差別待遇をしたといふようなことでもあれば、それと無關係に本法に違反するといふようなこともあり得ると思ひますが、それとこれは違ふのでござい

ます。もう一つ考えますのは、そういうメーカーで仮に非常に輸入が巨額になつた。日本の取扱量の八割も九割も占めるといふようなことになりまして、現行法におきましては、不当事業能力の較差といふ問題がありまして、そういう状態は、その人の主観の如何にかかわらず、競争が行へなくなるから、そういう不当な事業能力の較差はこれを排除できると、こういう規定がございします。併し、今回の改正法案は、それが行過ぎではないか、こういう趣旨から、これを削除いたしておる

ような關係でございしますので、その点も併せて御参考までにお答えいたします。

○中川以良君 今の御答弁で大体よくわかるのであります、ただその問題は、今局長のおつしやつたように、外貨の割当をする量を遙かに超えてメーカーで輸入するところが許可されるという場合には、誠に妙な恰好になる。その場合には、メーカーで輸入されたものを、これをアロケーションをやるといふならまだ話はわかりますけれども、特定のメーカーに特定な商社が結び付いておるといふことは、どうして独占たらしめるを得ないと思ひます。このことは止むを得ないと思ひます。このことを私は甚だおかしと思ひます。それがもと／＼通産省で外貨の割当と、それからメーカー制の許可の数量といふものを按配されておると思うのであります。併し、ややとすると、そういうような恰好のものが、或る特定の物資で起りやすいと思ひますが、そこで、いやそれは差支えないんだとおつしやるような御答弁だと、どうも我々承服できない点が出て来るのです。が、これについてはどうでしょうか。

○政府委員(中野哲夫君) 私の申し上げたが、独禁法との関連だけに注目したので、誤解を与へたと思ひます。が、只今御指摘の点は、御尤もな点がありまして、これは通商政策と申しますか、そういう方面の政策として、十分御指摘の点を考慮に入れます、為替の割当で、或いはメーカーの認可という際に留意いたすべきことだと思ひます。

○中川以良君 中小政策を、若しも何かの拍子で以て誤つてそういう事態が

発生したときには、これは独禁法を以て処理ができるかどうかをもう一点お伺ひしたい。

○政府委員(湯地謙郎君) 現行の独禁法は、御承知の通り、私的独占禁止といふことになりましたので、その趣旨から見れば、望ましくはないのであります。官庁と、いわゆる公権、公の力で以てやつたものについては、現行法を適用するといふことは困難かと思つております。

○中川以良君 公の力で一応きめたものでございしますけれども、今私が申し上げたように、局長も御肯定になつたように、大きな矛盾がある。そうすると、どうにもしようがないわけですか、どうですか。そういう含みがありますか。

○政府委員(湯地謙郎君) 実は、別の例をとつて申し上げます、例えば、運送事業というものが運輸省の免許によつてできるわけでありまして、その場合に、若し運輸省が或る業者にだけ運送の免許を手える、ほかには免許しない、そうならば、当然これは独占になるわけでありまして、そういうふうになつた、免許を受けた業者を独禁法違反といふことで処理するといふことは、現在の独禁法では困難で、独禁法ではできないのでありまして、まあそれと同じような形になるのではないかと考える次第であります。

○中川以良君 通産省側どうですか。そういうことでよろしいのですか。今の例えは、運送の關係等は、当然そういう独占を容認してこれは許可をしてゐるわけですが、今私の申し上げたのは、そういう事態が発生しないという建前を通産省はとつておる。然るにも

かわからず、何かの誤りでそういう事態ができたというのを申し上げておるわけですが、併し、役所は許可したのだから、どうにもならんとおつしやるのかどうか。

○政府委員(中野哲夫君) 先ほど申し上げました通り、バーター取引におきましては、正常貿易を阻害しない範囲という事で、まあ今の貿易政策から申上げますならば、例外的な措置として認めてあるわけでございますから、日本の産業界において、殆んど独占的になりますという事象は、絶無ではないかと思ひます。絶無とは言えないかも知れませんが、現実の問題といたしまして、先ほど私が申し上げましたように、それをメーカーに売るといふような場合に、直ちにこの法律に抵触するといふようなことは、現実的には考えられないのじやないかと思ひます。但し、御指摘のように、そういう極端な場合が起つた場合にどうかという点でございますが、その点私には何と申上げましょうか、この法律でそういう状態、極端な場合の弊害を完全にこれで払拭し得るのだというように備えがあるかという点になりますと、やや消極的に考えておりますものでございます。

○政府委員(湯地謙郎君) 只今のうちに、例えば、或る行政機関の行為の直接の結果として、独占になるとか、或いは取引制限に至るような事態を生ずるといふことに對しましては、直ちにこの独占禁止法違反としてその業者をとるわけにはいかんと思ひますが、そういうような場合には、実は公正取引委員会といたしましては、これは法律上の権限、或いは法律上の効果を伴

うものではないと思ひますが、この独占禁止法の趣旨に照らして見て、それは面白くない、成るべくそういうことはやめて頂きたいという政府機関内部におきまして、その当該行政官庁に對してこちらの意見を申し上げ、或いはやめてもらいたいというのを申上げることもできますし、又従つて綿紡の場合にはそういうしたわけでありまして、そうして、又場合によりましては、どうしてもそういう事態が、面白くない事態が調整されないという場合には、公正取引委員会といたしましては、これは独禁法の規定にあるのですが、法律によりまして、公正取引委員会としての意見を国会に直接提出する権能を持つております。そういう公正取引委員会の意見を国会に出しまして、国会の御批判を仰ぐといふような途もあると思ひます。

○中川以良君 その御答弁で私満足いたしました。どうも私初めのじや承服できません。なおこういう点は、一つ、通商産業省のほうも十分慎重に扱つて頂いて、いわゆる法の盲点を衝いて、そういう声をやともしれば知らないままにいたす向きがないとは保証できないと思ふ。それから、最近におきますカルテル並びにカルテル類似の活動の状況という参考資料を頂戴いたしておりますが、これらのカルテルの活動のうち、今回のこの法が改正をされ、緩和をされましたならば、どの程度まで活動が自由になつて参るかといふような点を一つ一応承わつておきます。

○政府委員(湯地謙郎君) 実は現在カルテル化の傾向のある行為について今度の改正法が通ればどうい

ことになるかという御質問でございますが、只今といたしましてはこの二十四条の三のいわゆる不況カルテルという、ここに書いてありますようないろいろな条件にはここに差出してありますような、いわゆるカルテル的傾向の行為が救われるかどうかという点につきましては、もう少し具体的に事情を検討して見なければわかりませんが、只今私たちの考えではこの改正法の条件には当てはまらないのではないかとこのように考えております。

○中川以良君 それから先般頂いた資料の中には、百貨店の取引の中に、独禁法違反の疑いがあるというふうなものについて、例は御呈示になつていないのでありますが、これは先頃新聞等においても私は承知してゐるのですが、今のところ販売だとか或いは不当な問屋に対する返品であるとか或いは問屋から職員を出させて小売を手伝はせるといふような問題があるのでありますが、こういう点はどうかと思ひます。

○政府委員(湯地謙郎君) 只今仰せのような事態が現行法の不正競争法においても或いはそれに該当する虞れが十分にあるのであります。実は公正取引委員会といたしましては、百貨店協会にその点を注意したことがございします。ところが今度の改正法によりまして、その点はもう少しはつきりいたしまして、例えば経済上の有利な地位を利用して不当な取引をするといふようなところにも当てはまることになつてあると思ひます。それで今後そういう事態があらますれば、この不正取引方法に該当して違反になるかと思ひます。ただ御承知の通り、これ

は非常にむずかしい事態がときどき出るのであります。例えばこれを違反といたしまして審判を出します、すると、その事実を確かめる意味で、そういう不利益な取扱を受けた業者に、出て来て頂いて、そうしてその事実をそこで証明してもらふなり、何なりすれば審判が非常に早く進みまして、証拠も明らかにするわけでありまして、どうしてもそういう場合に後難を恐れと申しますか、あとの取引がうまくできないといふことを恐れるといふこともあろうかと思ふのであります。言をしてくだらないといふ嫌みがありまして、今までそういう類の審判等におきまして審判が長びくという傾向があるのをあります。そういう意味でそういう審判をいたします際に、そういう証拠を委員会自体で掴むといふことは相当困難であります。やはり相当熱練した人がその調査に當るといふようなことではないと、なか／＼むずかしい点があることを一応附加しておきます。

○中川以良君 今の問題は一応百貨店のほうには御警告になつておるわけですか。御警告になつてその効果が大きいに参つておるといふふうにお認めになりますかどうですか。

○政府委員(湯地謙郎君) 警告いたしました当座は相当自粛があつたものと見えて、実は問屋さんのほうから委員会に對して感謝をして来た事があります。併しだん／＼又時日がたちますと、必ずしも勵行されていなのじやないかといふふうにも考えておる次第でございます。

○中川以良君 これらの点はやはりいろいろ今言つたように、問屋さんのほうじや痛し痒し、殊に中小企業の間屋のごときは買つてもならなければ大変だといふ關係で、以て泣寝入りといふやうな状態が、御指摘のやうなものがたくさんあると思ふ。この点は一公取でも御注意頂き、又通産省關係においても御留意を願ひたいと思ひます。それから第二條を拝見いたしました。七項で、従来の不正な競争方法が不正な取引方法となつたのであります。これはどういふ理由で、どういふ相違があるか、お改めになつたその理由を伺ひたい。

○政府委員(湯地謙郎君) この第二條の第七項、現行法では第六項になつておりますが、現行法ではこれを不正な競争方法、競争手段としてこういうことをしてはいけないといふ書き方になつておるのであります。ところが、今回の不正な競争方法の制度を幾らか拡張いたしましたのであります。それは必ずしも不正競争方法でないような場合でも、不正な取引方法として独禁法の精神から照してよろしくないといふ意味で……例えば只今申しました百貨店等のうちに、百貨店等は必ずしも競争としてそういう不当返品とか或いは雇人を無理に供出させるということとはやれないようにして、その相手方の取引についてその権力を濫用するやうな場合は、独禁法の精神から見ても面白くないではないかといふやうな点を加えましたので、この条文について申上げますと、第五号乃至第六号というものが加わりました。これはこれは不正競争方法といふのはこれはおかしい、むしろ不正な取引方法としたほうが辭句としても適當で

あるということでは不正な取引方法というように修正したのでござい

○中川以良君 只今の第二条の七項を受けまして七十一條で以て指定をしようとしたしておりますが、これは如何なる取引方法を指定しようとするのか、指定とはどの程度具体的な事項をお示しになるのか、その辺を一つ御説明をお願いしたい。

○政府委員(湯地謙郎郎君) この七十一條によります指定は、この条文にも書いてあります通り、公正取引委員会は特定の事業分野における特定の取引方法を云々と、こういうふうに書いておるのであります。例えば現行法ですでに指定いたしましたように、味噌醤油業界において製品をつける、特売をするというものは、この不正競争方法に該当するといふふうに指定いたしましたのであります。そういうふうな特定の業種についての又特定の取引方法、今のような製品とか、温泉招待というふうなことはいかんというように指定するつもりでおるのであります。それでこの点も少し詳しく申し上げますと、この第七項の本文自体に、「この法律において不正な取引方法とは、左の各号の一に該当する行為であつて、公正な競争を阻害するおそれがあるもののうち、公正取引委員会が指定するものをいう。」と、ここに指定ということがあります。そしてこの第七十一條は、その指定のうちで特定の事業分野のものについての特定の行為を指定する場合の規定でありまして、そのほかにもう少しこの一号から六号に書いてあります事項について、一般的指定と申しますか、そういう指定は又別にや

るつもりでございます。

○中川以良君 そこで私がお伺いをしたいのでありますが、最近大分大企業と下請企業との間にいろいろ問題が起つておられます。ややとすると大企業が下請工場を思うままに使用して、下請工場の金融をやはり自分の金融にこれを利用してというふうな問題、又価格を極度に圧迫をして、その価格を強いる、それに応じなければ今度はやらせない、甚だしきはいろいろな型等を作りますのに、相当の金がかかる、そういう鑄造その他の犠牲を払つて下請工場が準備をしたものを、どうも値段が合わないからといって急に安いところへこれを持って行かれる、下請工場は踏んだり蹴つたりされておるような状態です。それから支払の期日が非常に長くなつておる。これは甚だしきになりますと、いわゆる金融ベースに乗らないような長い手形で以て払われるというふうな問題もたくさんあると思ひます。そういうような問題は一体これによつて指定をされるかどうかという点を伺ひたい。

○政府委員(湯地謙郎郎君) 只今お述べになりましたような具体的な事例といふことにつきましては、この一般指定をやりましたあとで、この七十一條にも書いてあります通り公聴会等において、その同種業者の意見を十分聞きましてだん／＼具体的にそれをきめて行くといふことはやつて参りたいと、こういうふうにお考えでおるのであります。併し差当たりいたしましては、この第七項にありますが通り、この法律施行と殆んど同時に一般的指定をやりまして、そしてその後においてそ

いう弊害が現れて来るというふうな場合、この一般的指定をいたしまして、ここに書いてありますような字句をもう少し具体的にした程度でありますから、やはりその中には不当とか或いは不合理なところ、そういうような言葉も入つて参りますので、これを受ける側についてこれを不当か不当でないかというふうな問題もありませんか、そういうことをはつきりわかるように、一般、特定の指定はだん／＼積み重ねて参りたい。こういうふうにお考えのであります。今のようなお話のうちで、例えば正当な理由もないのに支払手形のサイドを延ばすというふうなことを或る程度予想して、この七項の各号の中に書いておる次第であります。

○中川以良君 今の公聴会等を開いていろいろ聞かれても、さつきの百貨店

の話ではございせんが、やはり商売はかわいからな／＼大きなものに對抗するわけには行かない、まあ泣寝入りという場合は非常に多いと思ひます。然るにもかからず、一方大企業のほうは、支払を延ばして、而も相当な高率配当をし、而も従業員にも相当高い賃金ベースで、賞与もたくさん出す。一方は金はなか／＼もらえないにかかわらず従業員には現金で給与を払つてやらなければならぬ。又現金で仕入れなければならぬ原材料もあるという場合もあると思ひます。これらはやはり独禁法の精神をお生かしになる上において、まああとかうというのではなく、早くこういう問題を取上げて明確にすることは、今日の大企業と中小企業の問題を円滑にして、日本の産業を健全な発達に導く

ところの大きなこの法の精神が生きて参ると思ひますので、一つお考えを頂きたいと思ひます。

○海野三郎君 ちよつとお伺いをいたしますが、特殊の場合におきまして、折角工場に設備をして出資を出資受注をやつた、そうしましたところが、その次のときには、そこにはもう見積りをやらせないで、別なところへ見積りをさせておる。それで或る特需を受けた工場ではとても立ち行かない、設備資金も要し、そして第二回目の注文はもうほかに行つて見積りをとつておるというふうな、非常に、何と申しますと、不合理な取引が行われておるという、不合理的取引が行われておるという工場が多々あるものであります。当局はどういうふうにお考えでいらるでございましょうか、ちよつとお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(湯地謙郎郎君) 今のお話でございまして、これを独禁法とからみ合せて申上げますと、若しその会社の特需を受けるために、又他を出し抜いてと申しますか、他と競争をして自分のほうに受けるために原価を切つて受注をするというふうなことになるますと、現行法の不正な取引方法、不正な競争方法、いわゆるダンピングになりますと、その受けた業者自体が不正競争方法を用いたといふことになつて違反になる虞れがあるのであります。これは今の御質問の趣旨から考えますと、そういうものは非常にかわいそうじやないかという御質問かと思ひますが、それから見ますと、逆なことになります。相手方と競争をするためにそういう原価を切つたような注文を受けるということ自体が不正な競争

方法として、正当な競争じやないという意味で独禁法違反になるかと思ひます。

○海野三郎君 そういう場合に、初めやはりマーチンを見てその工場を設備したところが、第二回目はそれに相談なしにほかで又見積りをとつておる。これはアメリカからの受注の場合です。それで軍需工場で実に泣いておるものがあるのです。初め儲けがあつた、儲けがあつたから設備したわけですが、そうしたところが、又重ねて同じものを注文するのであるから、注文見積りをさせて、注文が来るだろうと予想しておつたところが、向うもアメリカですから、アメリカの商人であるから、今度は別なところに行つて見積りをやらしておる。相当原価を叩いておる。叩いても儲かるのであります。ところが、とにかくそういうふうな手を打つて来ておるわけですから、それに対して政府はどういうふうにお考えになつておるものか、その実情をお知りになつておるかどうかというわけであり

○政府委員(湯地謙郎郎君) アメリカ側に対してそういう注文の仕方について何か手があるかという点につきましては、私たちの立場から申上げますと、言い換へれば、独禁法の立場から申上げますと、これを別に規制する手はないのであります。むしろ政府としての立場は或いは通産省の政府委員からお答えして頂くほうが適當だと思ひます。

○政府委員(中野哲夫君) お答え申し上げます。特需の受注につきましては、只今御指摘になりましたような事例を往々私も耳にいたしたのでござい

す。ただその場合に先ほど御言及になりまして、出血受注になるかどうかという点は、これの実態を見極めまことは、生産費を割つておるかどうかというところは非常に困難な問題でございます。それはさておきまして、特需が御承知の通りJPAが一元的に発注いたしております。而も直接発注という形をとっております。そこで現実の事例は私只今はつきりここで握つてはいないのでもございますが、お話をしような場合もあるように存ぜられますので、通産省といたしましては、従来発注が継続するという方向に持つて行くようにいろいろ考へておるのでございますが、アメリカ側といたしましては、やはり公正な競争によつて、安いだけが条件じゃございませんが、入札制度によつてやる、こういうこれはアメリカの独禁法の精神に則つてのやり方ではないかと思ひますが、日本の戦前の軍需工場のように工場を指定しまして、これを育成するというのが根本方針にはなつておらんやうでございますから、入札制度になつておるわけでございます。そこでそういうことでは日本の特需産業の育成もおぼつかないわけでございますので、我々としては先般法律に基くわけではございませんが、重工業局におきまして砲弾或いはその他の軍需品につきましてもこれらのA社B社C社D社というふうないろいろな技術とか或いは経験とか、資金関係とか、いろいろな点を調べまして、この範囲の工場に発注をしてもらへるならば、アメリカ側として合理的な価格による品質も保証のできるような製品が納められますというところで、或る範囲の工場推薦制というものをと

つておるやうでございます。そうなりますと、アメリカ側としてもただ入札だけでなしに、製品について規格、品質、納期等も安心したものを得られるわけでございますので、向うも利益する、又受注した者もそれによつて産業が発展する、こういうような考え方によつて、さうなことを事実上行なつております。又今国会におきまして、御審議を願つております武器等製造事業におきましても、ほぼ今申し上げましたような趣旨で、特需産業の強化育成を図る、ばら／＼のとき／＼思い付くまいに注文が交つて行くというやうな、只今お話のような弊害は避けたいという、そういうところの狙ひの一つになつておる、かように存じます。

○海野三朗君 只今のお話伺つて当局のお考えを非常に私多とするものであります。実際にそうやつて今日までいわれる日本の、これを直接懸く言ひますれば日本の産業の破壊である。或る設備をした、そうして注文を受けたのであるけれども、設備から見れば將來やはり注文なり見積りなりをさしてもらわなければならぬ。ところがアメリカのほうではそんなことに関係なしにどかつとやつてしまふ、つまり向うのやり方では／＼やられては日本の産業の破壊でありますから、そういう際にはどうぞ一段と通産省におきましては力を入れて、その産業の破壊を招来しないやうに一つ御尽力をお願いいたしたいと存じます。これを以て私の質問を終ります。

○奥むめお君 今の御質問に対するあなたの答弁の中に、出血受注でございすね。これに対してアメリカの独禁法の精神であらうかとおしやるけれ

ども、アメリカの独禁法の精神というものは、少しでも、あつちからでもこつちからでも安く買ひ叩くということが精神であるかどうかというのを私ここで議論しようと思ひないけれども、むしろ日本の独禁法を利用してアメリカが注文して日本を叩くとしてゐるのだというふうには私は解釈をしなければならぬ。これはむしろ独禁法を利用してゐるのだと思ふ。殊に今の御質問の問題は、輸出入取引法の問題であつて、独禁法の問題というよりも、むしろどつちかと言へば、出血受注というものは外貨獲得が目的だとされておりますね、そうだとしたらやはり一種の貿易でないのございすか。

○政府委員(中野哲夫君) 先ほど御答弁申し上げた中で、アメリカの独禁法の趣旨からではないかというやうなことは余分なことだつたかも知れませんが、只今御委員からお話のように、あれが日本の独禁法をうまく使つて安いの注文をしよう、こういうふうに向うがあれを悪く使つて、そうやつておるのではないかとお考えについては、私率直に申し上げまして、さうにも只今のところは私は感じておらないのでございます。

それから第二点の特需の受注、これも只今国会において御審議を願つております輸出入取引法の関係でございすね、輸出入取引法におきましては、輸出について価格協定その他が締結できるやうなことに相成つておるのでございます。併しこれは純然たる正當輸出の場合だけを規律いたすつもりでございす。特需はお話の通り、ドルの獲得にはなるのございす

するが、相手方がJPAというやうな只今の制度では一元的な発注機関でもございすね、船積というやうな正當な形の輸出ではございせんので、輸出入取引法によつて特需の受注を統制する、言葉が不適当かと存じまするが、輸出入取引におけるやうな各種の協定を特需の受注に認めるやうなことは、只今制度には考へておらないやうな次第でございす。

〔委員長代理高橋君退席、委員長着席〕

○奥むめお君 それではもう一つ独禁法の関係で伺いたしたいのですけれども、この取引法の第五條第三項に協定に参加したり脱退することを不当に制限しなと書いてありますけれども、これは前国会でも私も経済安定委員会でも問題にしたのですけれども、協定に参加し又は脱退することを不当に制限しないというのが本文の趣旨ですね、第五條の。そうすると勝手にアウト・サイダーで自由にしないやうに又これに別の規制を以て、強制力を持つやうにしてあるのではありませんか。この法律で、これはどういふわけでしょう。

○政府委員(中野哲夫君) 輸出入取引法におきましては、輸出協定に入ること及び出ることを自由にいたしておるやうなことを、当該協定を有効ならしめるために、主務大臣がその協定に従はしめるというところについての御質問でございます。輸出の促進を図りましますために、対外競争の場でございますので、価格或いは輸出数量等についてアウト・サイダーが不当に擾乱行為に出るやうな場合にはそれだけ外貨の獲得上大きなひびが入るわけでございますので、独禁法体系の例

外といたしまして、さうなアウト・サイダーに対する主務大臣の規制の途を開いたのでございます。

○奥むめお君 そが私どうも……これは御質問しても水掛論になりますけれども……

○委員長(早川慎一君) ちよつと奥さんに御相談したいのですが、独禁法が大体ほかに御質問がなければ一応輸出取引法の……

○奥むめお君 独禁法を先にやつて下さい。私、独禁法だけでないんだけれども、我々専門家の用語というものをどういふふうに解釈するかというところにいつて伺いたたいのです。例えば昨日も決算委員会でも不正行為というのは、素人の我々の社会では犯罪だということだ、こういうことを教えてもらつた。そうすると今度こゝでさばく消費者の利益を不当に害するやうな意味がよく出て来たけれども、不当に害するやうなことはどういふことですか、不当を取つたのとあるのとどういふ違いでしょう。或いはこの事業者の利益を不当に害するやうな言葉がちよ／＼独禁法にあるのですね。これはお役所の言葉としてはどういふ内容を持つんでございすか。

○政府委員(湯地隆郎君) これは美は非常にむずかしいのでありまして、やはり各条文の本条の趣旨と、それからもう一つは独禁法については、独禁法第一条の趣旨から見てもあな当かどうか、さういふことを得ないやうに答へざるを得ないのですが、御承知の通り独禁法は、特に経済のいろ／＼な取引全般について法律としていろ／＼な場合を予想して書いてあります関係上、どうしても抽象的な言葉にならざるを得

ない点が多いかと思ひますので、特に不当とか或いは不正という言葉をこころよく使つておるのであります。この点はやはり實際その事件々々によつて、その背景になつておきます。事情とか行為とかといふことを考え併せて不当かどうかとせざるを得ないかと思ひます。その点丁度公正取引委員会は御承知の通り委員会組織でありまして、各方面の人が出てそしてその合議によつてきめるといふことになつておりますので、まあこの不当といふことの解釈について独断的になるようなことは、普通の場合よりはないかといふふうに考へておるのであります。

○奥むねお君 それでは再販売価格のことでお伺ひするといふことです。これに該当するものとしてどういふ商品を選択していらつしやいますか。

○政府委員(湯地謙爾郎君) これは勿論今これを指定するといふことはまだはつきりきめておりません。

○奥むねお君 あなたがお考へになるのはどういふものか。

○政府委員(湯地謙爾郎君) まあいろいろ各業界からの要望等から見て、先ず取上げて研究して見なければならぬいかと考へておりますのは、化粧品それから医薬品或いは一部菓子という程度かと只今のところ考へております。

○奥むねお君 これの除外例がございまして、協同組合なんか除外してある。これはこの間の公聴会で経団連の福島さんがおつしやつたことが、私どもも巷間伝へるところによると、この独禁法の緩和といふものは経団連あたりの圧力によつて公取もつて妥協せざるを得なかつたのだ、こう聞いているの

ですが、その経団連の福島さんの御説明のように、協同組合がこれに除外例を設けてあるけれども、協同組合は配当で廉価制を布けたいのであつて、やはり再販売価格を維持すべきであるといふ意見を述べられた。ほかの人がおつしやつたならば、それはその人の意見として聞いてもいいけれども、この法律の成立を我々が臆測しまして大変重大だと思つて聞いたのですが、如何ですか。

○政府委員(湯地謙爾郎君) 今回の独占禁止法の緩和について、公正取引委員会として今大企業者或いはそれらの団体等から圧力が加かつて改正したといふふうには考へておらないのであります。

それから只今再販売価格維持契約の適用除外になつております各団体を設けたことについて、今どういふわけに入れたかという御質問の点につきまして、これは実は先回解散国会の際に提案いたしました際に、これは主として衆議院の委員会等におきまして、どうしてもそういう消費協同組合或いは生活協同組合等について現在安くやつて販売しておるんだ、それを維持価格の励行によつて引上げるといふことになる、その組合員に対して高い品物を買わせることになるんじゃないかといふ意味の点を主として論議したといふ修正の意見等があつたのでございまして、それでそういう論議等に鑑みましてここに除外を設けたのであります。が、これらの組合は法律に基いた組合であり、そして又同時に員外利用について法律上の規制があるという関係がありますので、まあこの程度の除外

を設けても他の一般の小売業者等に及ぼす影響は大したことはないであろうという観点の下にこの除外規定を置いたわけでありまして。

○奥むねお君 それではこの除外といふのは、再販売維持契約を結ばないで安く売つても例外として認めるという解釈をお持ちになつていらつしやいますか。

○政府委員(湯地謙爾郎君) そうでございまして。

○奥むねお君 そうでございまして。それをほつきり伺つておかないと私どもとして……

○海野三朗君 私よくわからないのであります。株の買占めはどういふことになつておりますか。私的独占の禁止、公正取引の確保、この方面の法律から見まして株を一手に買占めようといふようなことはどういふことになりまうか、これは。

○政府委員(湯地謙爾郎君) 株を一手に買占めようといふ場合にまあ二つの場合があるかと思ひます。一つはその株を買占めて会社を支配しようといふような場合、そういうことを主たる目的とするようなことであります。それから、この第九条の「持株会社」といふことになつて、そういうことはいいなま一つは、或る競争に勝たうがため或いは一種の競争手段、或いは相手を倒すといふような意味で買占をやろうといふ場合に、その買占の方法自体が今度の改正法の第二條の第六項の第六号に該当するような場合になります。と不正な取引方法」といふことになつて違反になるということになります。が、それ以外の場合には今度は現行第

十條のように競争会社の株式は一株といふまでも持てないといふような規定が削除された上、その持つことによつて一定の取引分野の競争を實質的に制限しない限り買つてもよろしいといふことになるかと思ひます。

○八木幸吉君 関連質問です。今ちよつと伺つたのですが、株を買占める、例えば買占めて儲けようといつて買占める人はこの第九條に違反しないと思ひます。第九條はこれは持株会社がいかんのであつて、株を買つて儲けようとして買占める人は第九條に違反しないと思ひますので、今の説明はちよつと違つていやしないですか。

○政府委員(湯地謙爾郎君) 私が第九條に違反すると申上げたのは、会社の株を買占めることによつてこの会社を支配しようといふことになると第九條に該当して違反になる、こういうこととでございまして。

○八木幸吉君 一つの会社を支配するだけで株を買占めるのは持株会社違反にならないのではないですか。例えばその会社の株を買占めてその社長になろうといふ場合には違反の対象にはならんのではないでしようか。

○政府委員(湯地謙爾郎君) 目的が、会社の株を持ちましてその会社の事業活動を支配することを業務とするならば……

○八木幸吉君 業務とするのじやなくて、例えばAならAという人が百貨店の株を買つてその社長になろうとして五割買つたといふのは違反にならんでしよ。

○政府委員(湯地謙爾郎君) そういう場合には勿論なりません。

○海野三朗君 そういう場合に百貨店

なら百貨店の株を或る人が買つて、そうしてその社長になろうかという考へでそれを買つた場合は、これは差支えないのですか、このあれでは……

○政府委員(湯地謙爾郎君) 別段差支えないと思ひます。

○海野三朗君 そうしますと、これは随分株の買占についてはほかに異論があることは御承知なのでございまして。世間で非常にそれを反対しておる者があつたといふことは御承知でしやうか。例えば或る人が百貨店の株を買占めようといふようなことは、その従業員から見ますといふとそれは非常に困る。そういうような反対の立場の意見をお聞きになつたことがあります。

○政府委員(湯地謙爾郎君) そういう意見を受けたことはしばしばあります。

○海野三朗君 それは一向差支えないことなんですね。今度は金さへあつたならば幾ら買占めてやつても差支えないといふことになりまうか、これでは……

○政府委員(湯地謙爾郎君) それは私が最初に申上げた通り、いわゆる持株会社の存在になるような場合はいい。それからいま一つは、一種の競争手段として会社の株について而も不正な取引方法、例えば非常に高い値段をやるとか或いは持株従業員とかを不当に誘引し、唆し、或いは強制してその株を買つていふような場合には、この「不正な取引方法」に該当していけないといふことになるわけでありまして。併し正当な、例えば取引所の相場を通じて買つていふような場合

には、先ほど申しましたような目的なり或いは方法としてやらない限りは差支えないということになると思ひます。

○海野三朗君 そうしますと、つまりその会社を独占しようという考えでやつて来た場合にはいけないとおつしやるのですか。

○政府委員(湯地護郎君) 独占と申しますか、その会社の活動を支配する目的で以てほうほうの会社の株を買占める、言い換えれば持株会社になるという場合と、それからもう一つは公正な競争秩序を維持する、言い換えれば競争の一つの手段として、而もそれは不正な方法で買占めるときにはいかんということであります。

○海野三朗君 そうしますとそれはどこで区別をつけますか。今度百貨店の株を買ったとしますね、それはそういう考えで買ったかどうかということはどうぞ見分けをつけますか。

○政府委員(湯地護郎君) この持株会社になる場合には会社の事業目的なりから見た場合と、それから目的には必ずしもそういうことを書いておらなくとも、その実績と申しますか、その買ったあとの事例から見ても、この持株会社になるかどうかということとを判断したすわけにならうかと思ひます。それから競争関係の方法としては、それがその公正な競争秩序を阻害する虞れがあるかどうかという点から判断することになると思ひます。

○海野三朗君 それではそれは株を買つてしまつてからであれば、今のようにお考えになることはもう過ぎてしまつてからであるから、その行為をどうするということもできないことになつてしまひやしませんか。

○政府委員(湯地護郎君) 若しそれが違反ということでは解決がきまりますと、その審決には同時にその排除措置というものが伴ひまして、今の法律の規定によりますれば、そういう場合の持株を一定の期間、或いは期間を付けて場合もありますれば、場合によつては付けないかも知れませんが、とにかくその株を手離させるといふ排除措置を命ずることができるようになつております。それで持つていた株を離さざるということになつております。

○海野三朗君 それで七頁の所の先ほどが、私びんと来ないのであります。その不当なところの不当な差別対価、おいておるのであります。七頁の最後から五行目でありますれば、不当な差別対価を以て……

○政府委員(湯地護郎君) この程度は先ほどお話ししたように非常な程度で不当だ、これからは不当でないといふことを一面的にきめることはむづかしいと思ひます。これはやはりその事件々々によりまして、これが公正な競争を阻害する虞れがあるかどうかということから見て、言い換へるならば、例へば不当な対価を以て取引することとあります。そうすると、例へば普通の市価より相当高い値段で或る物資を或る会社が全部買占めてしまつてはかの人に買えないようにして、一種の競争を制限してしまふ、そういうような場合にその程度の値段であれば全部物資を買占めることができるという程度ということになる

わけでありまして、これはやはりその事件々々によつてはかの人々が競争できない程度の、まあ高い値段であれば高い値段、或いは先の場合には競争がでない程度の安い値段ということになつて、事件々々によつてきめなければならぬことになるのではないかと、これは飽くまでも公正な競争を阻害する虞れがある程度であるかどうかということになるかと思ひます。非常に抽象的で恐縮であります……

○海野三朗君 私のお伺ひしたいのは、その不当なところの不当な差別対価、何か一定の方式がありはしませんか。生産費に比べてどうか、それをばお伺ひしたい。不当だといふのはほんやりして困るのではないでしようかというところをお伺ひするわけであり

○政府委員(湯地護郎君) 例へば生産費原価計算をしてその加重平均がどうかと、そういうような一定の線というものはこれは立ちにくいと思ひます。誠に立ちにくいのでありまして、それは先ほど申しました通り、これはやはりこの法律といたしましてはあらゆる取引全般の、取引に一応合うものをかぶせるといふような意味で、その取引の操体なり或いは時期なりによつて非常に違ふかと思ひます。それを一々書き分けるわけに参りませんので、不当にというふうい言

○豊田雅孝君 前質問をしまして御答弁を願ふことになつておつたことであるのであります。それは不況カルテルは濫用しないといふふうに政府のほうでも言つておられるのであります。この濫用しないといふか、一体公取のほうで認定せられる一応の基準、これを具体的にばつきりさせてもらいたい、それを御研究願つてお答え願ひたいといふふうにしたしておつたのであります。その点一つ本日お答えを願ひたいと思ふのであります。

○政府委員(湯地護郎君) 実は私聞いたであらうかと思ひますが、不況カルテルの際に公正取引委員会が認定する場合の基準について研究して後御返事を申上げるといふことになつておつたとは実は承知しなかつたので、その基準をきめてここに示しする場合には、やはり委員会にかけはつきりきめてお話しするのが一番だと思ひますが、まだそういう運びになつておらないで、今の御質問に的確にお答え申し上げることは困難かと思ひますが、一応我々の考へておりますのは、この中でこの基準は一号から第四号まで法律的には掲げております。そしてこの中の特に、我々いたしましてはこの第一号を特に重きを置いて認定をいたしたい、こういうふうな考へております。

○豊田雅孝君 大体行政機関で認定認可等をせられるときには、法文に書いてある通りであると勘で行くといふことではなくて、私は具体的な認定基準があつて然るべきだと思ふのです。内

規というか、そういうものをこの際はつきりさせなければ我々非常に前途に向つて不安を抱くのですが、その点について至急に御研究願つて、法文に書いてあるような抽象的なことでなく、どの程度の場合に認定するのだといふことをはつきりさせて頂きたいと思ひます。今の点よろしいですか。

○政府委員(湯地護郎君) あらゆる場合を想定して基準を確定するといふことはなかなか困難かと思ひますが、大体どういふ心組でやるかどうかといふような点については至急まとめてお話し上げたいと思ひます。

○豊田雅孝君 一つ書面でお願ひしたいと思ひます。

それから次に今回第三条を改正せられて、取引上の地位を不当に利用して相手方と取引する場合は、不正な取引とせられるといふことになつたわけでありますれば、恐らくこれで大企業の下請等に対する未払、或いは支払遅延の問題が解決し得るようになるのじやないか、公取はそういう方面にこれによつて出動せられるのではないかとと思ひますが、その具体的な手続等詳細に亘つてどういふ心組でどういふうに打つて出られようと思つておられるか、その点をばつきりさして頂きたいと思ひます。

○政府委員(湯地護郎君) 不正な取引方法については先ほどここで申上げたつもりであります。これにはい

わゆる一般指定をいたしまして、それ以後は更に又そのうちの特定のものについては必要があれば特定の指定をするという手続をとるといふことを申上げたのでありまして、それではどういふ一般指定をするかといふことは後

しようという意味でその不況カルテル等の出る原因の生産面のごととどめたような次第であります。

○八木幸吉君 通産御当局の御意見が何か積極的になりましたら伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(中野哲夫君) 御質問の販売部面、流通部面におけるカルテルを認めることに決定的な支障があるのかと、こういう御質問でございますが、お考えのようなことは、反トラスト法に対する根本的な考え方から分れて来るものだと思います。この独禁法ができません前の日本の、或いは世界の各々を見ましても、カルテルは全く自由であるという国が少くないわけでございます。まあともあれ現行独禁法を廃止せざる限りはカルテルというものは本来国民経済の発展と申しますか、消費者に対する影響と申しますか、そういう面からカルテルというものは本来弊害があるのだと、こういう建前に現行法は立つておるわけでございますので、そういう見地に基いて議論を進めますと、成るべくカルテルによる弊害の起るような虞れのないようにしなければいかんじやないか、こういう考え方が次に起きて来るわけでございます。そこで只今湯地政府委員から申し上げます通り、不況等につきまして最も根本的な原因は生産過剰、滞貨の激増、それに競争が激化して不況になる、こういうことでございますので、絶対的支障とは勿論申し上げかねますが、生産数量の制限なり設備の制限なり、又それでもしも駄目な場合に生産業者の販売価格なりの協定によつて不況の事態も防ぎ、かた／＼独禁法の基本精神も守れるのではないかとい

う政府といたしましては一種の調和点をそこ求めましてかような立法になつたわけでございます。

○八木幸吉君 お考えよくわかりました。有難うございました。

○奥むめお君 価格の問題をちよつと伺つておきたいと思ひますが、例えば生産費を割るという言葉がございませうね。生産費というものは誰が調査したものをお使いになるんですか、どこで調査したものをどういうところに……それは私たち消費者なり或いはそのほかの人が信頼して、生産費を割つたものだといふその線をみんなが納得できる線はどこら辺でございませうか、それが一つ。

もう一つは再販売価格の販売の定価、この定価を適当と認めて許可なさるのか、その取引したということを確認なさるのか、或いはそれは何でも業者から持つて来たら、契約できましたといつて持つて来れば何でも認めるのか、同じ定価の問題ですけれども、内容は二つになつておりますから……、生産費という問題ですね。

○政府委員(湯地龍郎君) この第二十四条の三に書いております不況カルテル等の場合の生産費という場合につきましては、認可申請をする際に各業者或いはそのカルテルの団体からその生産費の調べを受けてやると思ひます。それに対して認可するかどうか、或いは認定をするかどうかという場合に、主務官庁としては通常その業務に、監督官庁としてその業務の關係について通曉しておりますし、又今回のこの改正法によりまして主務大臣に調査権限を与えておりますので、その出て来ております生産費が實際であ

るかどうかということの場合によつては調査されることと思ひます。それから公取の認定の場合でも、公取は現行法にすでに強制調査権限がありますし、又他の団体或いは学識経験者から意見を徴する権限もありますし、又調査を囑託する権限もありますので、それらの調査権に基いてそれが適正であるかどうかということ調査することにならうかと思ひます。

それから再販売価格の場合の価格については、一応それはその契約をいたしました業者から出て来る価格を基礎といたしますが、これが法文にもあります通り、一般消費者の利益を不当に害することとなるような場合には、その価格の問題について公取も場合によつては文句を言うということにならうかと思ひます。

○委員(早川慎一君) ほかにございませうか。ほかにございませうでしたら、本日の質疑はこの程度で打ち切ります。御異議ございせんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(早川慎一君) 御異議ないやうでありますので、本日の連合委員会はこれで散会いたします。

午後四時零分散会

昭和二十八年八月四日印刷

昭和二十八年八月五日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局